

第92号議案

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

消防団員の活動環境を整備することを目的として、団員としての身分を有したまま、一定期間活動を休止できる制度を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団条例（昭和28年芦屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分限) 第4条の2 (略)</p> <p><u>(休団)</u></p> <p><u>第4条の3 やむを得ず消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま活動を休止（以下「休団」という。）することができる。</u></p> <p><u>2 団員が休団しようとするとき又は休団している団員が復団しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 休団している団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。</u></p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(分限) 第4条の2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

2 芦屋市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年芦屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条の2 非常勤消防団員が、 <u>芦屋市消防団条例（昭和28年芦屋市条例第36号）第4条の3の規定による休団をした期間がある場合又は勤務しなかつたことが明白な一定の期間がある場合は、その期間は勤務年数に算入しない。</u>	第4条の2 非常勤消防団員が、 <u>一定期間勤務しなかつたことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</u>

参 照

芦屋市消防団条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

消防団員の活動環境を整備することを目的として、団員としての身分を有したまま、一定期間活動を休止できる制度を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

育児、介護その他のやむを得ない理由により、団員が長期間消防団活動に従事することができないときは、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま活動を休止（以下「休団」という。）することが可能となる制度を整備する。

（第4条の3関係）

- (1) 団員が休団しようとするとき又は休団している団員が復団しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。
- (2) 休団の期間中は、報酬を支給しない。

3 施行期日等

- (1) 平成31年4月1日
- (2) 芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正

非常勤消防団員が、芦屋市消防団条例第4条の3の規定による休団をした期間がある場合又は勤務しなかったことが明白な一定の期間がある場合は、その期間は勤務年数に算入しない。